

日 時：平成26年3月20日（木） 午前10時00分～午前10時40分
場 所：北見市市議会 第2委員会室
出席者：江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、三宅委員、福田委員、
信田委員、藤田委員
（事務局）皆川保健福祉部長、平野保健福祉部次長、三樹子育て支援推進室長、
大栄社会福祉課長、成田保護課長、堀越保育課長、高橋保健福祉部主幹
和泉社会福祉課総務担当係長、持田課員
欠席者：岡田委員、岡崎委員、小林委員、佐藤（芳）委員、不破委員、吉田委員、古屋委員、
大西委員、平野委員
会議次第：
1. 議題
1) 副会長の選任
2. 報告案件
1) 平成26年度の主な福祉施策について
2) 第2期地域福祉計画及び障がい者福祉計画の進捗状況について
3. その他

事務局 （大栄課長） それでは定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

開 会 （佐藤会長） 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
当審議会会長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
ただ今から、平成25年度第2回北見市社会福祉審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、本審議会の委員1名に変更がありましたことをご報告させていただきます。

委員紹介 （大栄課長） 宮村稔委員が、昨年11月30日をもって、北見市民生委員児童委員協議会の会長
を退任したことに伴い、同協議会より新たに岡田勝行委員をご推薦いただきました。
尚、岡田委員については、所用のため欠席される旨の連絡をいただいております、また、
同委員への本審議会の委員委嘱につきましては、既に実施させていただいたことをご
報告いたします。

（佐藤会長） ありがとうございます。
続きまして、会議の成立について事務局より報告をお願いいたします。

会議の成立（和泉係長） おはようございます。社会福祉課の和泉です。
本日の出席委員数は、20人中11人です。
岡田委員、岡崎委員、小林委員、佐藤（芳）委員、不破委員、吉田委員、古屋委員、
大西委員は、所用のため欠席される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。
平野委員については遅参する旨連絡をいただいております。
審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会
議が成立いたしますことを、ご報告いたします。
以上でございます。

議題

(佐藤会長) それでは、本日の議題に入りたいと思います。
まず、初めに 1)『副会長の選任について』であります。審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選となっております。
そこで、副会長の選任につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(鈴木委員) 事務局から推薦していただけますか。

(佐藤会長) ただいま、鈴木委員より事務局の方で推薦していただきたいとありましたが、よろしいでしょうか。

…………… 異議なし ……………

それでは、事務局の方で推薦をお願いいたします。

(大栄課長) 事務局の方では、前任期間において副会長の役職についておられます、北見市民生委員児童委員協議会会長の岡田委員を推薦いたします。
尚、本人は本日欠席しておりますが、本人の方には趣旨を伝えます。
以上でございます。

(佐藤会長) ただいま、事務局より北見市民生委員児童委員協議会会長であります岡田委員の推薦がありました。ほかにございませんか。
なければ、お諮りいたします。
副会長には岡田委員をお願いするということで、よろしいでしょうか。

…………… 異議なし ……………

それでは、「ご異議なし」ということで、副会長には岡田委員と決定いたしました。

報告案件1)

平成26年度の主な福祉施策について

(佐藤会長)

それでは、本日の報告案件を議題といたします。

まず、初めに 報告案件1「平成26年度の主な福祉施策について」を社会福祉課からお願いします。

(高橋主幹)

臨時給付金を担当しております高橋と申します。

それでは、資料1ページをご覧ください。私の方から臨時福祉給付金及び子育て世帯特例給付金につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

この2つの給付金につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴う影響の緩和措置として実施されるものであります。

臨時福祉給付金につきましては、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実と合わせ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として支給するものであります。対象者につきましては平成26年1月1日現在北見市に住民登録があり、市民税非課税の方が該当となりますが、課税者の扶養親族になっている場合や、生活保護受給者等の方々につきましては、除かれます。

尚、対象者数につきましては、平成25年度の課税状況を基に、国の示した計算方法により算出いたしますと、約4万5千人程度と見込んでおります。

給付額につきましては、対象者1人につき1万円となっており、その根拠といたしましては、消費税率の引上げによる1年半分の食料品にかかる支出額の増額分を参考に設定されたものであります。

給付対象者のうち、年金や、児童扶養手当等の受給者につきましては、特例水準解

消などを考慮して、5千円が加算され、1万5千円を給付することとなっており、この対象者は約1万5千人程度を見込んでおります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金ですが、子育て世帯への負担の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から支給するものです。

対象者につきましては、基準日において平成26年1月分の児童手当を受給しており、且つ平成25年分の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が該当いたしますが、臨時福祉給付金の対象者や、生活保護受給者等の方には除かれます。

尚、対象者数につきましては、国の示した計算方法により算出いたしますと、約1万1500人程度と見込んでいるところでございます。給付額につきましては、対象児童1人につき1万円となっており、児童手当受給者に支給することとなっており臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給することとなっております。

次に2ページをお開きください。申請方法についてですが、受付時期につきましては、市民税が確定するのが6月中旬となりますことから、7月からの申請受付となっております。また、申請の方法といたしましては、窓口へ直接来ていただく方法と郵送による方法の2通りを検討しております。

周知方法としては、お手元に黄色いチラシを配布いたしましたが、こちらのチラシを4月号の広報に折り込むのとあわせて、市の窓口へ設置すると、市のホームページに掲載して、周知したいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

(大栄課長)

続きまして、福祉総合相談システム構築事業についてご説明させていただきます。このシステムについては、平成25年3月策定の「北見市ワンストップサービス推進計画」により、福祉総合相談システム構築事業を進めるとあり、それにあわせて福祉系システム、個別システムのオペレーションシステムの保守終了により、あわせて市民が窓口に来た時に、福祉或いは健康等の相談にすぐ対応できるようなシステムを構築する事業であります。

また、次の3番、4番については、高齢者福祉会館であります美里高齢者福祉会館北光南高齢者福祉会館、高齢者文化館が築30年以上経っており、この分のトイレあるいはすが漏りの改修工事を行うものであります。

私からは以上であります。

(表課長)

常呂総合支所保健福祉課の表でございます。

5番目の福祉バス更新事業であります。福祉バスの主な目的といたしましては、常呂自治区内で活動する福祉団体等の福祉向上、また地域活動の推進のために運行するものでございます。

現在の福祉バスは平成3年に購入した車両でございます。購入後22年が経過してございます。走行距離も平成25年11月現在412,932キロに及びまして車両の老朽化とそれに伴う故障、塩害により車体腐食もみられ、安心・安全な安定的運行を図るために車両を更新するものでございます。

以上でございます。

(成田課長)

保護課長の成田でございます。

私の方から生活保護の動向と、生活保護法の改正についてご説明させていただきます。初めに資料3ページ、次に、「全道の生活保護動向について」ですが、北海道も全国の状況と同様の傾向で推移しており、記載のとおり状況になっております。保護率は31.5%と全国の17.0%に比べ非常に高い保護率となっております。

これは、地域産業である水産業や旧産炭地といった主力産業の不振、高齢化の進行や

離婚率の高さ、昨今の雇用情勢低迷による失業などが主たる理由と考えられます。次に、「北見市の生活保護動向について」ですが、4ページの下段の北見市の生活保護動向のグラフをご覧くださいと思いますが、北見市は、保護率では全国平均を若干上回り、全道平均を大きく下回る、道内他市に比べ比較的、保護受給世帯割合の少ない街といえます。

折れ線グラフを見ていただければわかるかと思いますが、昭和60年度の保護率14%をピークに、その後は減少傾向が続き、平成7年度では、保護率7.6%まで減少するにいたりました。

しかし、平成7年頃を境に景気回復の遅れも反映し、減少傾向から微増傾向に転じ、とりわけ平成20年後半からの急増により、平成26年1月末現在では、被保護世帯1,685世帯2,206人で、同月末市人口123,317人に比して、17.9%の保護率となっております。世帯別の構成は、高齢者767世帯(46.0%)、障害・傷病者631世帯(37.8%)、母子115世帯(6.9%)、その他156世帯(9.3%)となっております。

近年の傾向としては、失業・働きによる収入の減少を理由に保護を開始する世帯が増えていることで、就労を阻害する要因のない「その他世帯」構成比率は、平成20年度では全世帯数の約7%でありましたが、平成26年1月末では9.3%となっているところです。

参考として、4ページ上段に保護受給状況を掲載してありますのでご覧ください。先ほども述べましたとおり、北見市の保護率は全道平均を大きく下回っておりますが、この要因としては、有効求人倍率が全道平均より若干高いことや、道内の地域産業である水産業や鉄鋼、旧産炭地などといった主力産業の不振などにより、これらを基幹とする保護率の高い他市に比べ、それらの影響を受けていないことが主な理由と思われれます。

保護率では、道内の35市中、高いほうから23番目、10万都市以上9市の中では、江別市について下から2番目とかなり低い位置にあります。

次に、資料5ページの北見市の保護相談・申請・開始等についてです。

私どもは日ごろより、保護の相談に当たっては、相談者が抱える病気、失業など様々な生活上の実態を聞き、十分に実情を把握した上で、生活保護制度の概要や相談者が活用できる他の制度などを説明し、生活保護制度の正確な理解とその執行に努めています。相談内容によっては、不動産・生命保険などの資産及び年金・児童扶養手当などの各種社会保障制度を活用することで、最低生活費である保護基準を上回ることが事前に理解され、申請に至らないケースもあります。

6ページの表をご参照願います。平成24年度で見えますと、保護申請は278件あり、そのうち保護の開始決定は236件(84.9%)でした。

また、生活が可能になったとの理由から下げたケースは25件、資産や預貯金等実態調査で保護要件に欠けるため却下したケースは24件です。

最後に、7ページの「生活保護法の改正について」ですが、今回の改正につきましては、昭和25年に制度が開始されて以来60年ぶりの抜本的な制度改正であります。また、今回の制度改正に先立ち、昨年8月には生活保護費の基準の見直しが行われております。

このことにつきましては、年齢・世帯人員・地域差による調整や平成20年度以降の物価動向を勘案したものとなっております。年齢や世帯構成により違いはありますが、おおむね6.5%の見直しを3年間の激変緩和措置により実施しております。次に主な改正内容ですが、就労による自立の促進。生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度生活保護に至ることを防止することが重要であります。このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する新たな制度が創設されました。

次に健康・生活面等に着眼した支援であります。勤労による自立や社会的自立など、生活保護者の自立を助長するためには、先ずは健康面に着眼した支援を行うことが重

要であります。このため、健康の保持及び増進に努めることを受給者の責務として位置づけるほか、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取り組みを行います。

不正・不適正受給者対策の強化であります。

生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であります。

このことから、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等を実施します。

次に医療扶助の適正化であります。

多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化します。

また、国全体で後発医療品の使用促進に取り組んでいる中で、生活保護の医療扶助における後発医療品の使用割合は、医療保険と比較して低水準にあるため、医師及び歯科医師が後発医療品の使用を認めている場合には、受給者に対し、後発医療品の使用を促すこととします。

末尾に記載しておりますとおり、この改正につきましては本年7月1日施行であります。こめじるしの部分については本年1月1日からすでに施行されております。

以上をもちまして、保護課からの説明を終わります。

(堀越課長) 保育課長の堀越でございます。よろしくお願いたします。

私の方から、保育課所管に関わります、平成26年度の主な施策につきましてご説明させていただきます。

資料8ページをご覧ください。

(8) 市立保育園における延長保育事業の拡充についてでございますが、延長保育につきましては、現在、中央保育園・小泉保育園の2園において実施しておりますが、延長保育を行っていない保育園においても、保護者の皆さんの就労形態の多様化や核家族化などにより、なかなか午後6時30分の閉園時間までに、お子さんを迎えに来られないという状況が発生しております。

この延長保育は、子ども子育て支援新制度においても、地域子ども子育て支援事業の一つに位置づけられており、現在、保育園を利用されている保護者の皆さんからも、午後7時までの30分の延長保育を実施して欲しいとの要望も頂いておりましたことから、平成26年度より延長保育未実施の市立保育園8園においても、午後7時までの30分の延長保育を実施し、保護者ニーズに対応していきたいと考えております。

資料の(a)は市立保育園10園における延長保育事業の実施状況を、また、(b)(c)は、延長保育未実施の保育園利用者を対象としたニーズ調査結果をお示ししております。

次に(9) 私立幼稚園に間する事務移管についてでございます。

資料8ページ下段をご覧ください。

まず、子ども・子育て支援新制度に関する国の動きでございますが、平成27年度から新制度の本格実施に向け、国の子ども子育て会議において現在、議論が進められており、また、新制度では、内閣府において幼稚園や保育園に関する給付制度など事務の一元化を図ることとしております。

次に、資料9ページをご覧ください。

本市における国の子ども・子育て支援新制度への対応についてでございますが、現在、教育委員会において「私立幼稚園に関する事務」を、保健福祉部において「保育園に関する事務」を所管しているところでありますが、新制度への今後の対応について、早期に、子ども・子育て支援新制度に備え、子育てに関する窓口の一元化により、市民サービスの向上を図るため、教育委員会総務課が所管する「私立幼稚園に関する事務」を保健福祉部保育課へ移管し、平成26年度より幼稚園並びに保育園に関する事務の統合を図るべく、関係部局と協議を進めているところでござ

ざいます。
以上で説明を終わらせていただきます。

- (成田課長) 1点訂正をさせていただきます。
6ページ下段、生活保護の24年度の却下数ですが、私24件と申し上げたところですが、記載の通り21件で間違いありませんので、訂正させていただきます。
- (佐藤会長) ただいまそれぞれ報告をいただきましたが、何かご質問がございましたら、発言をいただきたいと思います。
- (堀口委員) 保護課の方に、ご質問したいのですが、生活保護を受ける際には昔は、必ず民生委員の会長さんに通知が来て、それから会議をして決定をして通知をしていたのですが今はその書類というものはどこからでているのでしょうか。
開始も廃止も書類が届いていないのですが、担当委員に安否を確認してもらうのに非常に不便なところがある。
- (成田課長) 生活保護の開始、廃止については民生委員の皆様に通知がいつているはずなのですが。
- (堀口委員) 来ている人と来ていない人がいます。もらっている方はもらっているのですが、常呂の場合は、地域で分けているのですが、北進町の方はもらっている。でも、街の中や郊外はそういう通知は来ておりません。
- (成田課長) 基本的には、生活保護の開始、廃止は必ず民生委員の方に通知を差し上げているはずなのですが、そのあたりを精査して漏れのないようにしたいと思います。
- (堀口委員) 総合支所にはメールで届いていると聞いており、それを私が係の人とで担当委員をわけているのですが、民生委員の方からそういった苦情が出たものですから、お聞きいたしました。
- (佐藤会長) 他になにかございますか。
- (高橋委員) 2ページの(2)福祉総合相談システム構築事業ですが、もっと具体的な内容をお聞かせください。市役所の内部だけのシステムなのか、それとも民間の地域包括支援センター、障害者相談センターとの連携なども考えているのか、どういう形になるのかお教えてください。
- (大栄課長) 福祉総合相談システムについては、市民が窓口に来た時に、北見市でサービスの受けれる、例えば4人世帯の方が相談に来たとして、世帯構成、税情報あるいは年齢を加味して、今この方はこういうサービスを受けていますが、今後この方については他の北見市で行っている各課のサービス事業を受けられる可能性があるということを知ります。それに対して市民と相談をしながら、窓口1箇所、ほかの担当職員を呼んできて、その方を窓口から動かせない形をとって、保健福祉部内の職員が動いて、この方を対応することを想定しております。
委員がおっしゃった、外部とのつながりは今のところ考えておりません。
市民が窓口に来て、福祉あるいは健康等の相談を受けた時に、こういったサービスがありますよといったことが、別の職員全員がわかる。この人の相談に対して、どの職員も他の課のサービスの提供が可能である、説明ができるシステムという形で考えております。
市民にとってあるいは職員にとって差が起きないように、市民の相談を受けていくシ

システムを想定しております。
完成予定は26年度末、27年3月を目指しております。

(江野委員) 保護課の関係なんです、生活保護法の改正についての3番目不正、不適正受給対策の強化とありますが、私も民生委員をやっているのですが、生活保護世帯に訪問も1ヶ月1回がやっとなんかというように聞いておりますが、今後ケースワーカーの職員の充実、ケースワーカーに配置された職員が非常に若い方が多いので、専門性を高めたベテランの配置も今後されるのかどうかお聞かせください。

(成田課長) 現状、ケースワーカーは1人90件程度担当している状況であります、一応4月1日から増員を計画しております、今委員がおっしゃられた通り若いケースワーカーが多い状態ですが、そのあたりも年齢構成を考えた配置も、多少時間はかかるかもしれませんが計画的に行っていこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(佐藤会長) その他ありますか。
ないようですので、報告案件1について終了いたします。

報告案件2)
第2期地域福祉計画及び
障がい者福祉計画の進捗
状況報告について

(佐藤会長)

次に 報告案件2 『第2期地域福祉計画及び障がい者福祉計画の進捗状況報告について』を説明願います。

(大柴課長)

社会福祉課の大柴から説明させていただきます。
まず最初に、第2期北見市地域福祉計画進捗状況につきまして、報告させていただきます。

表ですが左から『基本目標』、『主要施策数』、『実施済又は進行中の施策数』、『未実施の施策数』となっております、基本目標別に施策数を実施済又は進行中のものを太字で表記しております。

中段以降に『計画の主要施策』、『主要施策に対応し実施した事業』、を施策・事業数別に記載しております。

『計画の主要施策』ですが、総施策数46に対し、45の施策が平成24年度までに実施済又は進行中となっております、未実施の施策数につきましては、左の表4段目にありますとおり「福祉教育用教材の作成」のみとなっております。

次の『主要施策に対応し実施した事業』ですが、全体で116事業のうち、市が中心になり取り組んだ事業が49事業、社協が中心になり取り組んだ事業が35事業、事業者が中心となり取り組んだ事業が12事業、市民が中心となり取り組んだ事業が18事業となっております。

続きまして、11ページ北見市地域福祉計画『主要施策に対応し実施した主な事業』一覧をご説明させていただきます。基本目標別に、実施実績状況をまとめ、記載しております。

実施実績状況が『○』のものは進行中・実施済、『×』は未実施となっております。

それでは、基本目標ごとに区切って報告いたしますので12ページをご覧ください。まず、基本目標のIは『地域福祉の担い手づくり』となっております。

16の主要施策がございます。

「東日本大震災ボランティア展示・上映会 ボランティア講座」など新たな事業を含め15主要施策が実施済み或いは進行中です。

しかし、先ほどお話した通り、「福祉教育用教材の作成」としての『福祉ガイドブックの作成』が未実施となっております、今後作成に向け、関係機関と連携をとり取り組んでいきたいと思っております。

次に13ページ、基本目標のⅡ『地域福祉ネットワークづくり』では、推進事業の地域課題を考え13の主要施策がございます。

「ふれあいクリスマス会(社会福祉協議会主催)」、「障がい者団体との災害時避難に関する「意見交換会」などの新しい事業を含め、すべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

基本目標のⅢ『多様なサービス提供の仕組みづくり』では、10の主要施策がございます。

新たな取り組みの「北見の医療」(広報きたみ)掲載による普及啓蒙を含む、すべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

基本目標のⅣ『くらしを支える環境づくり』では、7の主要施策がございます。事業のすべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

第2期北見市地域福祉計画進捗状況報告につきましては、以上でございます。続きまして、16ページ北見市障がい者計画進捗状況につきまして、報告させていただきます。

左から『基本目標』、『主要施策数』、『実施済又は進行中の施策数』、『未実施の施策数』となっており、実施済又は進行中の施策数を太字で表記しております。

中段の『計画の主要施策』ですが、総施策数79に対し、76の施策がH24年度までに実施済又は進行中となっており、未実施の主要施策数につきましては3つとなっております。

次の『主要施策に対応し実施した事業』ですが、全体で171事業のうち、市単独で取り組んだ事業として93事業、国・道補助事業等として取り組んだ事業51事業、民間等が中心となり取り組んだ事業27事業となっております。

次に17ページの『H24年度に新たに実施した事業』としましては、ハード面である施設整備関連では『障がい者に配慮した市立建造物の整備(常呂カーリングホール建築事業)』をはじめとする2事業が実施され、ソフト面である推進事業関連としまして、『障がい者団体との災害時避難に関する「意見交換会」』をはじめ、4事業を実施し、計6事業が実施された結果となりました。

続きまして、18ページからの北見市障がい者計画『施策体系及び実施事業(取り組み)』一覧をご説明させていただきます。基本目標別に、実施実績状況をまとめ、記載しております。

実施実績状況が『○』のものは進行中・実施済、『×』は未実施となっております。基本目標ごとに区切って報告いたします18ページをご覧ください。

基本目標のⅠ『地域生活支援体制の充実』であります。施策区分1生活支援から2保健・医療までの33の主要施策がございます。

32施策が取り組まれましたが、1.生活支援(1)相談支援体制の充実の『福祉オンブズパーソン制度の創設』(2)権利擁護施策の推進『インフォーマルな福祉サービスの充実』の2施策については、未実施となっており、継続して検討している状況でございます。

続きまして、20ページの基本目標のⅡ『自立と社会参加の促進』であります。施策区分「1教育・育成 2就労支援 3社会参加」まで23の主要施策がございます。すべての施策が実施・あるいは進行中でございます。

続きまして21ページの基本目標のⅢ『バリアフリー社会の実現』であります。 「1啓発・広報 2生活環境 3情報・コミュニケーション」まで23の主要施策がございます。

2.生活環境の(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり①『バリアフリーマップの作成』の施策については、未実施となっている状況でございます。そのほかについてはすべての施策が実施・あるいは進行中でございます。

北見市障がい者計画進捗状況の報告につきましては、以上でございます。

(佐藤会長)

ただいま、報告がありましたがご質問がありましたらご発言願います。

(坂本委員) ただ今、進捗状況をご説明いただきましたが、未実施が平成24年度末で未実施となっておりますが、平成25年度も終わりに近づいておりますが、平成25年度中ではいかがですか。また26年度に向けてどのように未実施の場合取り組んでいくのかお聞かせ願いたいのと、12ページ以降の取り組み内容のかつこの中にページ数が記載されていますが、これは何を表しているのかお聞きします。

(大栄課長) 平成25年度の実施状況であります。地域福祉計画については、一回だけ話し合いの場をもったのですが、実施していない状況です。

福祉教材については26年度以降取り組んでいきたいと考えております。

障害者福祉計画の未実施についても、検討はしている段階ですが、進んでいない実情があります。また、バリアフリーのマップについてであります。今現在オストメイトについてはホームページに掲載しております。ただ、マップまでは作成していませんため未実施としております。また、オストメイトと関係して、多目的トイレについては、マップの方に反映していこうと調査をしている状況であります。

先ほど言われましたPについてですが、計画書のページとなっております。当初委員になっていただいた際にお渡ししているかと思いますが、今回はお配りしていませんので、申し訳ありませんでした。

(佐藤会長) その他なにかございますか。
ないようですので、報告案件2については、以上で終了させていただきます。

3. その他

(佐藤会長) その他ということで、委員の皆様から何かございますか。
事務局より何かございますか。

(大栄課長) 事務局から2点ほどお話しさせていただきます。
委員の皆様については5月23日までの任期となっております。任期が切れるということで、また各団体に推薦依頼を送らせていただきますので、委員の推薦をお願いしたいと思います。

次回については、5月あるいは6月に26年度第1回を開催したいと思います。また、来年度につきましては、今議会でも話は出ていますが、敬老会及びバス助成について部内で課題整理をした後に、社会福祉審議会に諮問、検討していただく予定をしておりますので、高齢者部会や障害者部会の開催が増えるかもしれないことを報告させていただきます。

よろしくお願いたします。

閉会

(佐藤会長) 本日の議事は以上でございます。
これにて「平成25年度 第2回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。
長時間にわたりご苦労様でした。

終了 10時40分